



笠岡市まちづくり協議会条例を 否決しました

議 案 名

笠岡市まちづくり協議会条例の制定
について

Q どういう条例なの？

- A まちづくり協議会の位置づけをより明確にして、多様な団体との連携や、市との協働を推進するとともに、より多くの市民参加により、自主性と透明性のある住民自治と持続可能な地域づくりを進めるための条例です。

Q どうして否決したの？

- A この議案については、令和4年3月定例会で議案の上程があり、3月定例会では継続審査となっていました。令和4年6月定例会の総務文教委員会での審査の中で、「既存の『笠岡市みんなが輝くまちづくり条例』と、今回の『笠岡市まちづくり協議会条例』とは、ほとんど同じ内容であり、わざわざ二重に作る必要があるのか。」という意見や、「既存の条例と今回の条例を一体化してはどうか。」との意見があり、採決の結果、可否同数となりました。そのため、笠岡市委員会条例第15条の規定により、委員長の決するところにより「原案を否決すべきもの」と決定いたしました。

また審査の後、本会議で委員長報告が行われ、採決をした結果、賛成少数で原案は否決されました。

本会議
の討論

【原案に賛成】

- ◆「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例」は、まちづくりの基本理念をうたっているものであり、この度の条例は、まちづくり協議会制度の明確な位置づけ、地域の課題解決に向けて市民の成すべき役割を細かく練りこんでいるものであり、2つの条例が類似していても問題はない。
- ◆条例を制定することはこれから加速度を増す少子高齢化社会の中で今一度市民に向け、まちづくり協議会の意義を周知し、活動への理解と参加を促すことへの重要な一步となる。

【原案に反対】

- ◆そもそも条例制定は、どのような必要性の中で行おうとしたのか当初の目的が明確に示されていない。
- ◆まちづくり協議会こそが、笠岡市みんなが輝くまちづくり条例から生まれたものであるから、一本化すべきである。
- ◆条例の内容は、まちづくり協議会に多くの業務を負わせただけで、協議会が抱えている問題の解消にはならない。